

「6 関連するその他の施策」の記載として、「綾川町一般廃棄物処理基本計画（令和 6 年 3 月改訂版）」の 81～83 ページ、104～106 ページまでを添付する。

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

平成 27 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改定

綾 川 町

図表 2.4.44 目標年次における予測値及び目標値

項 目	一般廃棄物処理基本計画目標年次 令和11年度	
	削減目標設定前予測値	削減目標
ごみ排出量（t/年）	6,030	5,319
1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日） （集団回収を加えたもの）	594	505
家庭系ごみの排出量（集団回収量を含む t/年）	4,928	4,348
1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日） （集団回収量・資源ごみ等を除いた値）	452	363
事業系ごみ排出量（t/年）	11	970
再生利用率	20.0%	23.0%
最終処分量（t/年）	919	786

2. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、本町では、人口が減少するものの、家庭系ごみの原単位が増加すると予測され、ごみ排出量は緩やかな増加傾向となった後、減少すると予測されました。そこで、ごみの排出抑制として、家庭系排出ごみ量及び事業系ごみ排出量について、令和11年度において平成24年度比12%減をそれぞれ削減目標として設定しました。

これらの目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要となります。環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、②再使用、③再生利用④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされています。本計画においてもこの方針に基づいた施策を行うこととします。

また、ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、町が適切な役割分担のもとでそれぞれが積極的な取組を図ることが重要になります。

本町では、ごみ処理手数料の徴収や集団回収への助成を行っており、今後のごみの排出量抑制のためにこれらの制度を継続しつつ、今後はこれらの施策に加えて、①生ごみの減量化（水分量の削減）②可燃ごみとして排出されている封筒やダイレクトメールなど分別の徹底、③布類の分別回収を中心として、より実効性のある施策を展開していきます。

また、食品ロス削減に推進法施行にともない、今後は食品ロス削減に向けた取組を展開していきます。

1) ごみ処理手数料の徴収

本町では、指定ごみ袋及びシール制の導入により、分別の徹底及び排出量の抑制を図っています。今後もこの制度を継続し、必要に応じて、適正な範囲での手数料の見直しを行うこととします。

図表 2.4.45 本町のごみ処理手数料

区分	指定袋 (料金は令和4年度現在)	処理券 (指定袋に入らないもの)
燃やせるごみ	指定袋(白) 大：300円/10枚 中：200円/10枚 小：100円/10枚	処理券 300円/10枚
破碎ごみ	指定袋(緑) 200円/10枚	
資源ごみ びん	指定袋(ピンク) 200円/10枚	
ペットボトル	指定袋(水色) 200円/10枚	
ペットボトル 以外のプラスチック	指定袋(黄色) 200円/10枚	
粗大ごみ		処理券 200円/10枚

2) ごみ処理に関する助成制度

本町では、住民による生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入に対し、その費用の一部を助成する制度を設け、ごみの排出抑制を奨励しています。

また、集団回収を行う小中学校に対し、補助金を交付し、資源回収量の向上を促すこととしています。

図表 2.4.46 本町のごみ排出量抑制及び資源回収に対する助成制度

補助の種類	補助の内容
○綾川町家庭用生ごみ処理容器等購入補助金	【補助基数】 ・家庭用生ごみ処理容器 1基/1世帯 ・電動式生ごみ処理機 1基/1世帯 【補助率】 ・本体購入価格の1/2以内 ・家庭用生ごみ処理容器：3,000円を上限 ・電動生ごみ処理機：20,000円を上限
○集団回収団体への補助	集団回収に参加する小中学校に対し、72万円を回収量に応じて配分
○手数料助成	町内及び河川等の一斉清掃等ごみ、ボランティア活動等の清掃により生じたごみの手数料の無料化

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第一12号以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型Ⅰ～Ⅲが図表2.4.47の内容で示されています。

この類型は、自治体の分別収集を段階的に進める際の標準として示されたものであり、類型Ⅰに達していない自治体については、類型Ⅰを、類型Ⅱに達していない自治体については類型Ⅱを目標とする取組みを自治体に促すものです。

本町において、現在の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「破碎ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他（有害ごみ）」、「粗大ごみ」としています。

現在の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、図表2.4.48に示します。これらは、町のごみ処理方法に従った分別区分であり、「可燃ごみ」、「破碎ごみ」、「粗大ごみ」については、高松市西部クリーンセンターでの焼却処理及び破碎・資源化处理、「資源ごみ」については、直接資源化または民間委託しています。

資源化品目では、「紙類」、「缶・金属類」、「ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック類」とし、図表2.4.47における「①資源回収する容器包装」としては、類型Ⅱ～Ⅲに該当し、「②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ」は紙類で実施している状況です。

ここで、類型Ⅱと類型Ⅲの違いは、「③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」の有無になります。本町では廃食用油等のバイオマスリサイクルは実施していないため、本町の分別収集方式を図表2.4.47に示す標準的な類型に当てはめると、「類型Ⅱ」となり、標準的な分別区分を行っていることとなります。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していきます。法令等の改正により新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとします。特に、令和3年6月に成立し、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」に対応するための分別収集形態を、早期に整備できるように努めます。

また、ごみの中で、豊等、高松市と異なる処理取扱品目があるため、これを高松市に準じよう処理品目の拡大や直接搬入の制約条件の撤廃、粗大ごみの戸別回収の実施等の課題の解決に努めます。

第5節 食品ロス削減の推進

1. 背景

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

令和元年度における国の推計によると、日本の食品ロスは、約570万トン、国民1人当たり1日約124gとされています。家庭系食品ロスの発生量約261万トンのうち、直接廃棄が約107万トン、過剰除去が約38万トン、食べ残しが約117万トンとされ、食品ロスは地球規模で大きな環境問題となっています。

近年、食品ロスに関して国際的な関心が高まっています。平成27年9月の国連総会で、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が国際目標として設定されました。

国は、令和元年10月に食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。また、令和2年3月に食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）が閣議決定されました。

県では、これまでに食品ロスを減らす生活習慣を環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付けて県民に提案し、主に家庭から発生している食品ロスの削減に向けた取組を実施してきました。消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を一層加速していくため、令和3年3月に「香川県食品ロス削減推進計画」が策定されました。

食品ロスを削減していくためには、本町、住民及び関係団体・事業者等がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが求められています。

2. 位置づけ

前述の背景を踏まえ、本町はSDGsの理念に則り、食品ロスをより削減していくために、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として、本節を位置付けます。

3. 食品ロスの発生状況

1) 家庭系食品ロス

香川県の推計によると、家庭系食品ロスの発生量は、年間17,489t発生しているものとされています。また、年間発生量を県全体の人口で割り戻した結果、県民一人一日当たり49.5gの食品ロスが発生している状況です。

2) 事業系食品ロス

①食品リサイクル法に基づく定期報告対象事業者の推計

食品リサイクル法に基づく、香川県の事業系食品ロスの年間発生量は、14,793 t と推計されています。

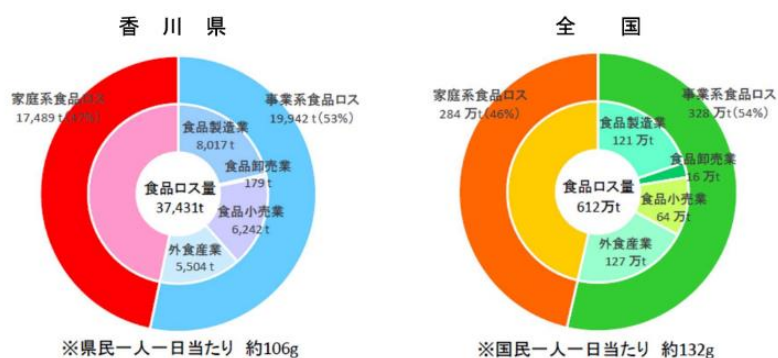
②食品リサイクル法に基づく定期報告対象外の事業者の推計

食品リサイクル法の報告対象外の事業者から排出される事業系の年間食品ロス発生量は、5,149 t と推計されています。

3) 香川県における食品ロス発生量

家庭系と事業系の食品ロスの発生量は、年間 37,431 t、県民 1 人 1 日当たり 106 g を排出していると推計されています。

図表 2.5.1 食品ロスの発生量



資料：「香川県食品ロス削減推進計画」令和3年3月

4. 目標

1) 計画期間における推進目標

令和 11 年度までに

ごみ質組成調査を実施し、

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施する。

食品ロス、廃棄物処理に関する住民アンケートを実施する。

2) 長期的な目標

2030 年度（令和 12 年度）までに、

2000 年度比で食品ロス量の半減以上を目指します。（※国の目標に準ずる）

図表 2.5.2 国の上位計画等に掲げられた目標【参考】

上位計画等	項 目	目標（R12 年度）
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	家庭系食品ロス	2000（H12）年比の半減
	事業系食品ロス	2000（H12）年比の半減
第四次循環型社会形成推進基本計画	家庭系食品ロス	2000（H12）年比の半減

5. 推進施策

- 国の基本方針及び県計画を踏まえた綾川町食品ロス削減推進計画の策定を行います。
- 庁内横断で構成する組織等を設置し、食品ロス削減施策の推進に努めます。
- ごみ分別アプリ、ごみ袋等を活用した地域住民に対する食品ロス削減に関する普及啓発を図るとともに、地域住民等の取組を支援します。
- 消費者・事業者・県及びフードバンク活動団体等と連携した食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- 「かがわ食品ロス削減協力店」の普及拡大に取り組みます。
- 主催するイベント等での食品ロスの削減を推進します。
- 消費者や事業者等に食品ロス削減に資する情報提供を図ります。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。

食品ロスの削減の推進に関する取組や施策の実施状況を具体的に把握し、「見える化」を図るため、図表 2.5.3 の成果指標を設定します。

なお、社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化や施策の実施状況を絶えず注視し、国が定める基本方針の見直しが実施される場合には、その内容を踏まえて本計画を必要に応じて見直します。

図表 2.5.3 成果指標

成果指標	計画改定時 （令和5年度）	計画終了時 （令和11年度）
① かがわ食品ロス削減協力店の店舗数	8店舗	+10 店舗
② 食品ロス削減に取り組む住民の割合	—	50%
③ 災害備蓄食料の活用率	100%	100%